

鳥栖民報

発行

日本共産党
鳥栖市委員会
鳥栖市本町二丁目
電話 837-131

No.1584

発行日

2021.7.18

真実つたえ
希望をはこぶ

しんぶん
赤旗

日刊 / 月 3497円

日曜版 / 月 930円

生活相談は

☎83-7131

fax 80-8353

尼寺議員 一般質問

昨年8月に、幸津町区長による市職員への暴力事件が発生し、4月9日に当該区長に罰金刑の判決があった。これを受けて、市は9日に当該区長の嘱託員契約の解除を通告した。県は22日に当該区長が当時役員をしていた建設会社を指名停止の処分をした。これを受けて、市も26日に同社を指名停止の処分をした。尼寺議員はこれらの処分や職員への説明が遅い事、不十分であることなどを取り上げ、危機管理への市長の対応を質した。

暴力事件に対して、執行部は

十分な説明をしていない

尼寺議員 この暴力事件に対して、執行部は十分な説明をしていない。かつて給食センターの施工不良問題の時、農地法違反の時も、新聞報道がなされてからの説明があった。どうか。

橋本市長 事件の概要については、令和3年4月9日の当該区長の傷害被告事件の判決の内容及び、嘱託員に関する市の対応も併せて、私の指示により、総務部長より各部長に説明している。

尼寺議員 私は、昨年9月議会の総務文教委員会で、「加害者へ処分を」(注1)という質問をした。議員に対して説明が不十分だと思ったこと、市職員から「我々職員には何の説明もない。知っていたら教えてほしい。加害者への処分はしないのか。そうでないと安心して仕事ができない」など聞かれたからだ。

答弁によると説明したのは、判決後とある。事件の概要についても処分についても、早急に、(判決前)すべきではなかったか。また総務部長を介して、各部長に説明したとの

事だが、なぜ市長自ら説明しないのか。被害を受けた職員は9月議会、11月臨時会も欠席している。加害者に対する

処分が遅すぎる

尼寺議員 加害者への処分、嘱託員の契約解除などの処分が遅すぎるのではないか。また指名停止処分も県が先であったと聞く。

橋本市長 4月9日の判決を受け、当方弁護士から当該区長の代理人弁護士に「嘱託員業務委託契約を締結しない」旨の書面を渡し、その場で対応している。

指名停止については、鳥栖市競争入札参加資格指名停止等の措置要領に基づき、刑法の規定による罰金刑を宣告された場合、指名停止の措置を講ずることになったため、4月9日の判決後、必要な事務手続きを行い、4月26日に通知した。

尼寺議員 嘱託員業務委託契約書によると、委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっているが、契約書の第5条によると、規則第2条の規定に該当しなくなったときは、直ちにこの契約を解除できるとある。規則第2条には「市長が認めるものに委嘱する」と

あるので、市長が認めなければ、任期中でも契約を解除できるようになっている。つまり市長が判断すれば、裁判の結果を待つことなく、契約の解除はできたはず。

また指名停止については、県の判断を待ってから停止処分にしたとみえないこともない。

市報などの配布物は

どうするのか

尼寺議員 現在、加害者が区長、嘱託員をしていた町区は、市が嘱託員業務委託契約をしなかったために、市報などの配布物は市の職員が代わりに配布していると聞かすが、どう解決するのか。

橋本市長 令和3年4月から再三にわたり、当該区長に対し、嘱託員の推薦及び町区の文書配布について質問しているが、現時点で返答はない。そこで現在嘱託員が不在で、文書配布の方法も決まっていない。そこで市職員により文書配布を3度、5月末から市内事業者に臨時で文書の配布を行っている。

いずれにしても、事件の説明や加害者への処分は、もっと早くすべきではなかったか。

暴力行為は許さない

事件の説明や加害者への処分が遅すぎないか

暴力事件の 対応について

暴力事件のあらまし

区長入院の際に、市職員がお見舞金を渡すが、そのやりとりの中で、区長が職員に傷害をおわせる。ただこの事で、傷害事件、裁判になるのはわかりづらい。一部情報誌は、この事件の背景に新産業集積エリアの問題が絡んでいると報道するが・・・。

- ・R2 8-5 幸津町区長が市職員に傷害を負わせる
- ・R2 11/16 公判請求
- ・R3 4/9 裁判判決 罰金刑
- ・R3 4/9 市から嘱託員解除を通告
- ・R3 4/22 県が指名停止
- ・R3 4/26 市が指名停止

不祥事の説明の教訓は

給食センター施工不良 施行不良部ありとの報告をうけていながら、新聞報道がなされてから、これを認めた。農地法違反も知りながら、1年後に公表した。説明が遅いと批判をうけて、架空発注の際には議員に説明があったが、職員には数か月後と聞く。今回も議員には説明があったが、職員への説明は半年後。

総務文教委員会での尼寺議員の質疑 R2-9

尼寺議員は、暴力はいかなる理由があっても許されないし、2度とあったはならない観点から「加害者は市の嘱託員であり、入札に参加する資格を有する業者であることから、嘱託員の委託契約の解除、および指名停止などの処分を早く行い、けじめをつけるべきだ」という趣旨の質問をした。これに対して、執行部からは「司法の判断をまって処分は行いたい」などの回答があった。

嘱託員業務委託契約

第2条 委託期間は 令和2年4月1日から令和6年3月31日までとする。

第5条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除できる。
(甲 鳥栖市長；乙 嘱託員)

(1) 規則第2条の規則に該当しなくなったとき

(2) 規則第5条の規定に違反したとき

< 鳥栖市契約事務規則 >

第2条 嘱託員は、市長の定める区域において市長が適当と認める者に委嘱する。嘱託員業務委託契約書と鳥栖市契約事務規則から、市長は嘱託員の委託期間であっても、適当だと認めないものは、いつでも契約を解除できるとなっている。

鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領

市長は、有資格者が別表第2(その2)に掲げ措置要件のいずれかに該当するときは、期間を定め参加資格の停止(指名停止)を行うものとする。

別表第2(その2) 贈賄及び不正行為などに基づく措置基準

・・・代表役員等が・・・刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事などの契約の相手方として不適当と認められるとき。当該認定をした日から1か月以上9か月以内